

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和2年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年11月1日

島根県監査委員	白	石	恵	子
同	加	藤	勇	
同	山	口	和	志
同	三	島	明	

令和2年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容								
<p>(1) 収入関係事務</p> <p>① 調定額を誤っているもの</p> <p>ア 元東部農林振興センター中海干拓営農部の駐車場用地に係る普通財産貸付料について、誤って算定しているものがあった。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>正当額</td> <td style="text-align: right;">40,890円</td> </tr> <tr> <td>調定済額</td> <td style="text-align: right;">58,498円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">17,608円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">外3件 (農業経営課)</p>	正当額	40,890円	調定済額	58,498円	差額	17,608円	<p>普通財産に係る貸付料算定基準の改定等は担当だけでなく、複数で把握することを徹底し、課内ミーティング等により共有し取り組んでいる。</p>		
正当額	40,890円								
調定済額	58,498円								
差額	17,608円								
<p>イ 令和元年度急傾斜地崩壊対策事業市町村負担金について、負担率を誤って算定したため、還付加算金が発生していた。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>正当額</td> <td style="text-align: right;">1,250,000円</td> </tr> <tr> <td>納入済負担金額</td> <td style="text-align: right;">2,500,000円</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td style="text-align: right;">1,250,000円</td> </tr> <tr> <td>還付加算金</td> <td style="text-align: right;">8,300円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;">(砂防課)</p>	正当額	1,250,000円	納入済負担金額	2,500,000円	返還金額	1,250,000円	還付加算金	8,300円	<p>1_負担金誤り発生の経過</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域対策事業の概算要求時、新規採択協議資料が整備途中であったため、暫定的に負担率を10%と設定したところ、負担率5%の地区として事業採択された。その際予算管理の整理表では暫定の10%のまま、担当者による手入りを失念していたもの。誤った負担率により負担率を含めた事業費を事務所へ通知、事務所により負担金の収入調定が行われ収入済みとなった。</p> <p>2_再発防止について</p> <p>次のとおり確認手順を設けて、担当者間でのチェック体制を強化した。</p> <p>① 次年度新規予定箇所について、公共事前調査実施の際負担率の確認を徹底する。</p> <p>② 補正予算要求及び2次要求の際に、①の箇所について、国提出資料（データベース、予算管理表、事業計画説明資料）の負担率を担当者間で突合することにより確認を徹底する。</p> <p>3_確認の実施</p> <p>令和4年度当初の急傾斜地崩壊危険区域対策事業箇所の新規箇所は「0件」のため、継続箇所について、②の方法により担当者間で確認を実施し、負担率の誤りが無いことを確認した。</p> <p>また、内部統制リスク評価シートへ項目を追加し、担当者間において業務を行う中で確認す</p>
正当額	1,250,000円								
納入済負担金額	2,500,000円								
返還金額	1,250,000円								
還付加算金	8,300円								

	べき事項として認識していく。
<p>ウ 平成3年の消費税法改正により非課税扱いとされた出産入院時の差額ベッド料等について誤って課税扱いとしていたため、遅延損害金が発生していた。</p> <p>対象期間 平成26年1月1日から令和2年7月31日 令和2年度に返金した消費税誤徴収額 5,003,181円 令和2年度に返金した対象者数 1,393人 令和2年度に返金した遅延損害金 880,589円 (中央病院)</p>	<p>令和4年3月31日末現在で、対象者19,821人中8,059人に対して返金、遅延損害金として9,576,979円を支払った。</p> <p>引き続き対象者からの申請受付、問い合わせ対応を行っている。</p> <p>今後、法令等の改正にあたっては、担当者だけでなく必ず複数名で改正内容等について確認を行う等、誤った適用とならないよう確認体制の強化に努める。</p>
<p>② 領収証書等を発行していないもの</p> <p>ア 別府港の係船料について、領収証書が発行していないものがあった。 (隠岐支庁県土整備局)</p>	<p>マニュアル、引継書等を再確認し、課内での情報共有を行った。令和3年度の自己点検後リスク評価シートに反映させた。</p>
<p>イ 調査書の証明交付手数料について、領収証書が発行していないものがあった。 (津和野高等学校)</p>	<p>令和3年度より各種証明書の発行手順書を作成し、決裁者が領収証書の発行の事実をチェックできるように事務処理を改善した。</p>
<p>③ 領収証書の金額を訂正しているもの</p> <p>ア 竹島関係資料代金について、金額を訂正して発行された領収証書があった。 (総務課)</p>	<p>現金収納に関するマニュアルを作り直し、このマニュアルに基づき課内研修を実施した。</p> <p>今後とも異動等により新たに担当となった職員に対し、毎年度研修を実施し、理解促進を図る。</p>
<p>イ 島根県職員会館に係る利用料金について、金額を訂正して発行された領収証書があった。 (人事課)</p>	<p>職員会館の窓口担当を正副2名のほか補助担当者を配置し体制強化を図った。また、現金の領収から払込について業務マニュアルを作成し、事務に関わる職員全員で共有するなど、現金出納事務の適正化に努めている。</p>

<p>④ 書き損じの領収証書の処理方法を誤っているもの</p> <p>ア 情報公開資料複写に係る書き損じの領収証書について、控は残っていたが、本書を廃棄しているものがあった。</p> <p>(総務課)</p>	<p>現金収納に関するマニュアルを作り直し、このマニュアルに基づき課内研修を実施した。</p> <p>今後とも異動等により新たに担当となった職員に対し、毎年度研修を実施し、理解促進を図る。</p>
<p>イ 図書館資料複写に係る書き損じの領収証書について、控は残っていたが、本書を破棄しているものがあった。</p> <p>(図書館)</p>	<p>領収証書の取扱方法について職員会議等で改めて周知し、併せて、各カウンターへ書き損じの際の注意事項を記した書き損じ処理の見本を置いた。</p>
<p>ウ 卒業証明書等の発行に係る書き損じの領収証書について、控は残っていたが、本書を破棄しているものがあった。</p> <p>(松江農林高等学校、江津高等学校)</p>	<p>【松江農林高等学校】</p> <p>領収証書の表紙に、注意事項（本書・控えとも保存）を朱書き・注意喚起し、再発防止を図った。</p> <p>「証明書交付手数料事務の手引き」（学校企画課・特別支援教育課作成）の内容更新・整理を行い、手順等を再確認した。</p> <p>【江津高等学校】</p> <p>関係規定等を再確認し、令和3年2月からオリジナルのチェックシートを作成・利用して、再発防止に努めている。</p>
<p>(2) 支出関係事務</p> <p>① 支出すべきものが支出されていないもの</p> <p>医師の宿日直勤務について、勤務実態が宿日直許可基準を満たさず時間外勤務手当を支給すべき状態があった。</p> <p>対象期間 平成30年度から令和元年度</p> <p>対象者数 135人</p> <p>時間外勤務手当支給額 179,236,485円</p> <p>(中央病院)</p>	<p>令和3年3月31日、左記にかかる時間外勤務手当を支給した。</p> <p>今後、法令を遵守し、適宜、労働基準監督署と協議しながら適正な給与支給に努める。</p>
<p>② 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したものの</p> <p>ア 建築物外壁劣化診断業務に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。</p> <p>対象元金 1,000,580円</p> <p>法定納期限 令和3年2月10日</p> <p>支払日 令和3年3月1日</p> <p>延滞税 1,300円</p>	<p>再発防止策として、源泉徴収担当者および事業担当の各GL等は月末に歳計外・基金受払簿を確認すること、源泉徴収を行った事業担当者は、源泉徴収を行うたびに起案等の写しを源泉徴収事務担当者に提出することを課員に対して周知した。</p> <p>今後とも定期的に周知し、再発防止を徹底する。</p>

<p>不納付加算税 50,000円 (管財課)</p>	
<p>イ 給与等に係る源泉所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため、延滞税が発生していた。</p> <p>対象元金 3,727,080円 法定納期限 令和2年8月11日 支払日 令和2年8月26日 延滞税 3,900円 (こころの医療センター)</p>	<p>以下のとおり改善策を講じた。 (支出命令機関)</p> <p>① 支出命令帳票に添付する所得税の内訳書に、支出担当者が納付書添付を確認の上押印。 (出納機関)</p> <p>② 支出予定を記載したカレンダーに、「資金前渡受領者(企業出納員)」口座の通帳を出納取扱金融機関に預ける日を随時記載。</p> <p>③ 「資金前渡受領者(企業出納員)」口座あて支出する支出命令が回議された際は、出納機関担当者が納入通知書等の添付を確認し、確認できた場合「支払予定表」等の該当伝票横に「済」の印を押印。出納機関の他の担当者は、該当帳票が回議された際、確認済みであるかどうかを担当者に確認。</p> <p>④ 支払いのために「資金前渡受領者(企業出納員)」口座通帳を出納取扱金融機関に預け、支出手続き後当院に通帳が返還された際には、出納機関において記帳された通帳残高が0円となっているかどうか必ず確認。(※確認頻度は月1回以上)</p>
<p>③ 公金振替が正しく行われず、損害賠償金が発生したもの</p> <p>日々雇用調理員の雇用保険料について、被保険者に該当しない者から引き去ったため、時効成立分について損害賠償金が発生した。</p> <p>対象年度 平成27年度及び平成28年度 支払日 令和元年12月25日 損害賠償金 9,982円 (浜田児童相談所)</p>	<p>以下の取り組みを行うことで引き去り額に誤りが生じないようにした。</p> <p>① 公金振替を正しく行うことができるよう、制度の改正情報を確認。</p> <p>② 雇用保険料の適正な引き去りができるような職員にかかる雇用保険料に関して年度初めに複数の職員で確認。</p> <p>③ 必要に応じてハローワーク、総務事務センターに問い合わせを行い確認。</p>
<p>④ 正当債権者に支払っていないもの</p> <p>○ 会計年度任用職員の報酬について、支払口座の設定を誤り、他人の口座に振り込んでいた。</p> <p>対象月 令和2年4月 報酬額 159,200円 正当債権者への支払日</p>	<p>財務会計システムへの債権者登録及び総務事務システム(旅費事務、非常勤職員)への登録、内容確認は複数職員で行うこととした。また、届出書の本人記載欄の記入を徹底、システム改修を行い職員検索画面での職員番号を表示させるなど、再発防止に努めた。</p>

<p style="text-align: center;">令和2年4月28日</p> <p>外2件</p> <p>○ 職員の旅費について、支払口座の設定を誤り、他人の口座に振り込んでいた。</p> <p>対象年度 平成30年度から令和2年度</p> <p>旅費額 624,959円</p> <p>正当債権者への支払日</p> <p>令和2年8月31日及び令和2年9月3日</p> <p style="text-align: center;">(総務事務センター)</p>	
<p>(3) 財産関係事務</p> <p>① 行政財産の使用許可手続をしていないもの</p> <p>構築物の設置にあたり使用許可手続をしていなかった。</p> <p style="text-align: center;">(平田高等学校)</p>	<p>本件に係る構築物について、所管課と協議の上、使用許可の手続きを完了した。</p>
<p>② 行政財産の使用許可手続を誤っているもの</p> <p>港湾施設内職員駐車場の使用許可手続について、行政財産の目的外使用許可として取り扱うべきところを、島根県港湾施設条例に基づき使用許可を行い、月額として定額を事前調定すべきところを使用実績により事後に調定を行っていた。</p> <p style="text-align: center;">(隠岐支庁県土整備局)</p>	<p>令和3年10月分より、行政財産の目的外使用許可として取り扱い、月額として定額を事前調定を行うこととした。</p>
<p>③ 道路占用料について、減免をせず、又は徴収率を誤り、徴収していたため、還付加算金が発生していた。</p> <p>○ 松江だんだん道路高架下駐車場</p> <p>対象年度 平成29年度から平成30年度</p> <p>正当額 233,791円</p> <p>徴収済金額 467,583円</p> <p>返還金額 233,792円</p> <p>還付加算金 7,300円</p> <p>○ 地下電線類(地下管路)</p> <p>対象年度 平成27年度から平成30年度</p> <p>正当額 60,868円</p> <p>徴収済金額 362,986円</p> <p>返還金額 302,118円</p> <p>還付加算金 15,000円</p> <p style="text-align: center;">(松江県土整備事務所)</p>	<p>道路占用許可の審査時に誤徴収防止として申請書と一緒に減免一覧表及び占用料金表を添付するよう改善するとともに、複数職員で確認することとしチェック体制を強化した。</p> <p>なお、内部統制制度に基づき実施した令和3年度の自己点検において運用状況の不備として記載するとともに、令和4年度のリスク評価シートの内容に反映させた。</p>

令和2年度会計財務監査結果報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 財務監査の結果に関する意見</p> <p>(1) 会計事務の適正化</p> <p>今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、契約書作成方法の不備、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。</p> <p>かねてから指摘し、注意喚起してきた事項について、今回も多く指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組みを一層進める必要があることを示している。</p> <p>については、各執行機関においては、昨年度から運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>また、今回の監査において、指摘、指示事項のあった所属の中には、庶務事務の見直しで内部管理部門の簡素化が進んだことや、中途採用者が増え、庶務や経理を経験しない職員がいることを不備が生じた要因に挙げるところもあった。</p> <p>こうした中、職員への会計事務の習熟を図るため、所属独自で研修を企画、実施しているところや、出納局主催の会計事務研修を課内でオンラインで受講できるよう取り組んでいるところもあった。</p> <p>については、出納局にあつては、今後、会計事務の知識が広く職員へ浸透するよう、例えば、部局単位での研修機会の提供や研修動画の配信などを検討され、引き続き、きめ細かい支援に取り組まれたい。</p>	<p>(各執行機関、出納局)</p> <p>令和2年4月より、財務に関する事務を対象として運用を開始した内部統制制度により、各所属においては、リスク対応策などを記載したリスク評価シートに沿って、リスク軽減の取り組みを行うなどチェック体制の強化を図っている。</p> <p>また、自己点検などの機会を捉えて、リスクへの対応策を見直すとともに、各所属におけるリスク内容や対応策に係る確実な引継ぎを実施することにより、引き続き内部統制制度を活用した会計事務の適正な執行を図っていく。</p> <p>出納局においては、引き続き、出納局が主催する各種研修会や他部局が主催する本庁初勤務職員研修会、部局単位での研修会を通じて会計事務の知識の浸透を図る。</p> <p>また、集合研修だけでなく職員が自由な時間に受講できる研修動画の配信など、効果的な研修方法を検討する。</p> <p>なお、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、動画配信を予定していた会計事務実務研修が中止となったため配信できなかったが、今年度はその研修動画を配信する予定としている。</p> <p>併せて、引き続き会計検査や出納局だより等を通じて会計事務の知識の浸透を図れるよう支援していく。</p>

(公安委員会)

警察では、年3回の内部監査を実施しており、警察本部会計課員が各所属（警察署を含む）に赴き、会計書類の点検と、その結果に基づいた指導を行っている。その際には適正経理全般に関する教養も実施しており、内部統制制度を推進する取組となっている。

また、執行予定額が30万円以上の契約については、執行伺チェック表を作成し、執行機関の担当者以外の職員も、容易に執行方法や添付書類を確認できる仕組みを構築している。

さらに、出納局発行の会計事務に係る教養資料により、事務処理上の留意事項等の周知徹底を図るとともに、部内の会計課長等会議においては、適正な会計経理の徹底策として、「業務管理の徹底」「2重、3重のチェックの徹底」「執行伺のチェックポイント」について指示している。

また、不十分な事務引継や認識不足によるミス、各種の遅延を防ぐため、新任課長等研修会、新人職員育成プログラム等における教養により、事務の適正化を図っている。

(2) 物品管理の適正化

物品管理の適正化については、これまでも幾度か意見を述べてきたが、依然として使用責任者記録簿の未出力や、廃棄、管理換え等の記載漏れなど、必要な処理が行われていない所属が多く見受けられた。

これらは、物品会計に対する担当者の意識の低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に加え、組織におけるチェックや支援体制の不備により生じていると考えられる。

については、各執行機関においては、今まで以上に必要なチェックや支援の体制を整備するとともに、物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管理事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあっては、引き続き、会計事務研修や会計検査の機会を利用して会計事務担当者に対する制度の周知に努められたい。

(各執行機関、出納局)

物品管理の適正化について、各執行機関においては、担当者や決裁者に対し、会計事務研修の受講を推進し、物品会計事務の適切な知識の定着を図る。

また、帳簿の未処理は年度替わりの時期に多く発生すると考えられるため、会計担当者間における確実な引継の徹底、上司による物品に関する諸帳簿の内容や引継状況の確認を行い、物品管理事務の適正な執行に努める。

物品管理の適正化については、会計事務研修や職員ポータル掲示板により物品会計に対する担当者の意識を高めるとともに、使用責任者の備品等の管理責任を明確化するため、令和3年4月に会計規則等の改正を行ったところである。引き続き制度周知を徹底するなど、物品会計事務の適正化に努めていく。

また、会計検査の機会を利用し所属への指導に一層努めていく。

(公安委員会)

物品管理の適正を図るため、出納局発行の会計事務研修用資料を活用し、物品管理についての留意事項等の徹底を図っている。

また、会計事務の経験の浅い職員に対し基礎的な資料を用いた教養を実施し、物品会計に係る知識の習得と適正管理の意識の向上に努めている。

また、内部監査の際には、物品に関する帳簿等の点検を行い、担当者に対し監査結果に基づく指導を適宜行っている。

<p>(3) 現金収入事務の適正化</p> <p>現金収入事務は、昨年度から運用が始まった内部統制制度では、最もリスクのある事務の一つである。</p> <p>現金収入事務が見込まれるほとんどの所属では、リスク評価シートへ当該事務に関し記載されており、また、事務処理方法を記載したマニュアル等が整備され、所属長等による定期的なチェックが行われていた。</p> <p>一方で、失念あるいは近年、事務の実績がないという理由から、リスクとして認識されていないところ、マニュアル等や所属長等による定期的なチェック体制が整備されていないところもわずかながらあった。</p> <p>そうした中、各所属では、領収した現金等は金庫等で適正に管理されていたが、領収証書の発行漏れや金額を訂正して交付したもの、書き損じの領収証書の処理方法が適当でないもの、現金出納簿への記帳漏れ、記帳誤りなどの不備が見受けられた。</p> <p>これらの事務処理は、いずれも会計規則等に記載されている内容であり、ミス主な原因は、担当者の知識不足や組織における支援体制の不備と認められる。</p> <p>については、各執行機関においては、内部統制制度を有効に活用し、事務処理の徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、現金収入事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>また、出納局にあつては、引き続き、出納員その他の会計職員に対する研修や会計検査の機会を利用し、現金収入事務を取扱う所属への指導に努められたい。</p>	<p>(各執行機関、出納局)</p> <p>現金収入事務については、各所属において、収入分任出納員及び決裁者に対し、研修等の受講や所属内研修を行うことにより、知識の定着を図り、チェック体制を強化していく。</p> <p>また、内部統制の自己点検などの機会を捉えて、リスクへの対応策を見直すとともに、各所属におけるリスク内容や対応策に係る確実な引継ぎを実施することにより、引き続き内部統制制度を活用した現金収入事務の適正な執行を図っていく。</p> <p>出納局としては、現金収入事務の適正な執行について、会計事務研修会や出納局だよりにより周知徹底を図るとともに、昨年度に引き続き令和4年度会計検査においても重点検査項目として指導していく。</p> <hr/> <p>(公安委員会)</p> <p>警察の内部監査では、令和2、3年度における監査の重点項目の一つに『現金経理の事務』を掲げ、各所属（警察署を含む。）に赴き、現金経理に係る書類の点検、現金の保管状況の確認及びその結果に基づいた指導を行っている。</p> <p>また、機会を捉えて、各所属に対して適正な現金経理事務に係る通知を発出するなど、指導を行っている。</p>
---	--

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 内部統制制度の運用

昨年度から「財務に関する事務」を対象に、知事部局、企業局、教育委員会及び警察本部において内部統制制度の運用が始まった。

運用開始初年度であったことから、多くの所属では、課内会議等で制度の意義の浸透とリスク評価シートの情報共有による注意喚起を図っている。

また、昨年度の監査では、リスク評価シートをどのように活用したらよいかわからないという所属がほとんどであったが、今回の監査では、起案時や決裁時のチェック項目として活用しているところ、3か月に1回程度、内容確認や点検・検討を行っているところなどがあった。このほか、規模の大きい地方機関では、リスク評価シートに担当課を追記しているところ、リスクごとに、どの課が該当しているのか確認できる一覧を作り職員へ配布しているところがあるなど工夫が見られた。

一方で、内部統制については、まだ手探り状態という所属もあり、取組には濃淡が見受けられる。また、他所属で取り組まれている効果的な事例を参考にしたいとの意向を持つ所属もあった。

については、内部統制制度を進めるに当たり、各所属で見本となる取組事例があれば、全庁で共有するなど、さらに効果的な運用となるよう取り組まれない。

(人事課)

内部統制制度については、実際に運用しながら、さらに効果的な運用となるよう以下のとおり取り組んでいる。

- (1) 内部統制制度実施マニュアルの更新(R4.1)・配布
- (2) 各所属における自己点検の実施
- (3) 随時リスク対応策等の状況確認を行い、リスク評価シートの適宜見直し
- (4) 確実な事務引継ぎについて依頼
- (5) 職員の理解を高めるため、会計事務研修など様々な機会を捉え、内部統制制度の説明の実施

また、所属にヒアリングを行い、見本となる取組事例について、会計事務研修等の際に共有するなど、全庁で効果的な運用となるよう取り組んだ。

<p>(2) コロナ禍における事業の執行</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を受け、県では、従来の業務に加え、国の経済対策などを活用して、感染症対策を始め、県内経済や社会活動を回復させるための新たな事業への対応が必要となっている。</p> <p>こうした業務負担に対応するため、全庁で業務分担するとともに、令和2年度中に実施予定であった計画改定等のうち、可能なものは1年先送りすることとされた。</p> <p>また、感染予防、拡大防止の観点から、施設の休館や利用範囲の縮小を余儀なくされたほか、各種会議やイベント、研修、相談会などで事業の中止、縮小等の影響が発生した。</p> <p>これら先送りされた計画改定等や事業執行への影響について、監査の中で状況を確認したが、計画改定等はすべて令和3年度に策定予定で準備が進められているということであった。</p> <p>また、事業の執行については、会議やイベント、研修、相談会などは対面型から書面会議への変更や、テレビ会議システムの活用やオンラインによるWeb説明会に切り替えることで、コロナ禍においても可能な範囲で工夫して実施されていた。</p> <p>さらにオンラインに対応できない方への対応として、市町村の協力を得て、役場等を会場に開催している事例もあった。</p> <p>については、コロナ禍における事業の執行に当たっては、これまでの前例にとらわれることなく、引き続き、創意工夫して、その効果的、効率的な執行に努められたい。</p>	<p>(各執行機関)</p> <p>各執行機関において、新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら、事業を執行するため、会議やイベントにおけるテレビ会議システムや動画配信の活用など執行方法を工夫している。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症対応の各種業務に対応するため、所属を超えた職員の応援派遣や業務分担、業務内容の見直しを行っている。</p> <p>引き続き、コロナ禍における効果的、効率的な業務の執行に向け、これらの手法に取り組んで行く。</p> <hr/> <p>(公安委員会)</p> <p>警察は、治安維持体制の確保を最優先と捉え、職員の感染拡大防止対策として、職域ワクチン接種の実施、警察庁舎内の消毒業務の委託、感染防止キットの整備、透明遮蔽板の設置、サテライト勤務の実施等に加え、会議や研修会の開催をテレビ会議やオンラインWeb会議等に切り替えるなど、コロナ禍においても、効果的かつ効率的に事業を行うよう努めている。</p>
---	--